

**【新設】（支配関係がある場合の時価評価除外法人となる要件に係る従業者の範囲及び主要な事業の判定）**

2-48 法第64条の12第1項第3号イ及びロ《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》に掲げる要件に該当するかどうかの判定に当たっては、同号イに規定する「従業者」については基本通達1-4-4《従業者の範囲》の取扱いを、同号ロに規定する「主要な事業」については基本通達1-4-5《主要な事業の判定》の取扱いを、それぞれ準用する。

**【解説】**

- 1 グループ通算制度においては、通算承認（法64の9⑪⑫）の規定の適用を受ける法人税法第64条の9第2項《通算承認》に規定する他の内国法人（子法人）は、通算加入直前事業年度（当該他の内国法人について通算承認の効力が生ずる日の前日の属する当該他の内国法人の事業年度をいう。）終了の時に有する時価評価資産について時価評価損益（その時の帳簿価額とその時の価額との差額をいう。）の計上を行うこととされているが、次に該当する法人は、これを要しないこととされている（法64の12①、令131の16③④、以下「本制度」という。）。
  - (1) 通算法人がその通算法人に係る通算親法人による完全支配関係（同条第1項に規定する政令で定める関係に限る。以下同じ。）がある法人を設立した場合におけるその法人
  - (2) 通算法人を株式交換等完全親法人とする適格株式交換等に係る株式交換等完全子法人
  - (3) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合に限る。）で、かつ、次のイ及びロの要件の全てに該当する場合におけるその法人（通算承認の効力が生じた後にその法人とその通算親法人との間にその通算親法人による完全支配関係が継続すること（注）が見込まれている場合に限るものとし、適格株式交換等の要件のうち、対価要件以外の適格要件に該当しない株式交換等により完全支配関係を有することとなったその株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。）
    - イ その法人の完全支配関係を有することとなる時の直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する者の数がその法人の業務（その法人との間に完全支配関係がある法人の業務を含む。）に引き続き従事することが見込まれていること。
    - ロ その法人の完全支配関係を有することとなる前に行う主要な事業がその法人（その法人との間に完全支配関係がある法人を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。
  - (4) 通算親法人が法人との間にその通算親法人による完全支配関係を有することとなった場合（その有することとなった時の直前においてその通算親法人とその法人との間にその通算親法人による支配関係がある場合を除く。）で、かつ、その通算親法人又は他の通算法人とその法人とが共同で事業を行う場合として一定の要件に該当する場合におけるその法人（通算承認の効力が生じた後にその法人とその通算親法人との間にその通算親

法人による完全支配関係が継続すること（注）が見込まれている場合に限るものとし、適格株式交換等の要件のうち、対価要件以外の適格要件に該当しない株式交換等により完全支配関係を有することとなったその株式交換等に係る株式交換等完全子法人を除く。）

（注） その通算子法人となる法人を被合併法人とする通算グループ内適格合併（通算親法人又は通算親法人による通算完全支配関係が継続することが見込まれている他の通算法人を合併法人とするものに限る。）を行うことが見込まれている場合には、その通算承認の効力が生じた時からその適格合併の直前の時までその完全支配関係が継続することとされている。

- 2 上記1(3)に該当するかどうかの判定に当たっての要件について、1(3)イについては法人税法第64条の12第1項第3号イ《通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益》に、1(3)ロについては同号ロに、それぞれ規定されているところであるが、これらの要件は、法人税法第2条第12号の8ロ《定義》に規定する適格合併の要件（支配関係がある場合の適格合併の要件）における従業者引継要件（法22の8ロ(1)）及び主要事業継続要件（法22の8ロ(2)）と類似する規定振りとなっている。

このため、これら2つの要件に関する取扱いを定めた法人税基本通達1-4-4《従業者の範囲》及び1-4-5《主要な事業の判定》の取扱いについては、本制度における上記1(3)イ及びロの要件においても同様となるのであり、本制度においてもこれらの取扱いを準用することとしている。本通達において、このことを明らかにしている。